

## 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（仮称）骨子案

## 1 定期報告の方法等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、主務省令で定めるものは、以下を想定する。

## (1) 定期報告の方法

食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件を満たす事業者は、毎年度 6 月末日までに前年度の(2)の事項について、原則として、電子申請により報告を行う旨規定する。

## (2) 定期報告事項

食品廃棄物等の発生量

売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値  
食品廃棄物等の発生原単位（ を で除したもの）

食品廃棄物等の発生抑制の実施量（基準となる年度の から当該年度の  
を減じた値に当該年度の の数値を乗じたもの）

食品循環資源の再生利用の実施量

食品循環資源の熱回収の実施量

食品廃棄物等の減量の実施量

食品循環資源の再生利用等の実施率

判断の基準となるべき事項の遵守状況（適又は不適を記載）

食品循環資源の再生利用等の推進に係る措置を実施した場合には、その  
措置

再生利用により得られた特定肥飼料等の製造量又は熱回収により得られた熱量等

フランチャイズチェーンにあっては、2 の約款の定めのうちいずれかの  
有無  
等

## 2 フランチャイズチェーンの約款の定め

法第 9 条第 2 項の規定に基づき、フランチャイズチェーンのうち本部と加盟者が結ぶ約款に加盟者が排出する食品廃棄物等の処理に関する定めであって主務省令で定めるものは、次の ~ のいずれかに該当することとする。

食品廃棄物等の処理に関し本部事業者が加盟者を指導又は助言する旨の定め

食品廃棄物等の処理に関し本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

上記 又は の定めが記載された本部事業者と加盟者の間で締結した約款以外の契約書を遵守するものとする定め

上記 又は の定めが記載された本部事業者が定めたフランチャイズチェーン全体の環境方針や行動規範を遵守するものとする定め

フランチャイズチェーンの約款には、「環境関連法規を遵守する」旨規定しているケースが多いが、

(1) 当該環境関連法規には食品リサイクル法（食品廃棄物等の処理に関する法令）も含まれ得ること

(2) 食品リサイクル法に基づく新たな判断基準省令においては、「本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し必要な指導を行い、再生利用等を促進するよう努める」旨を規定する予定であること

から、 の定めのあるものとみなして運用するものとする。